

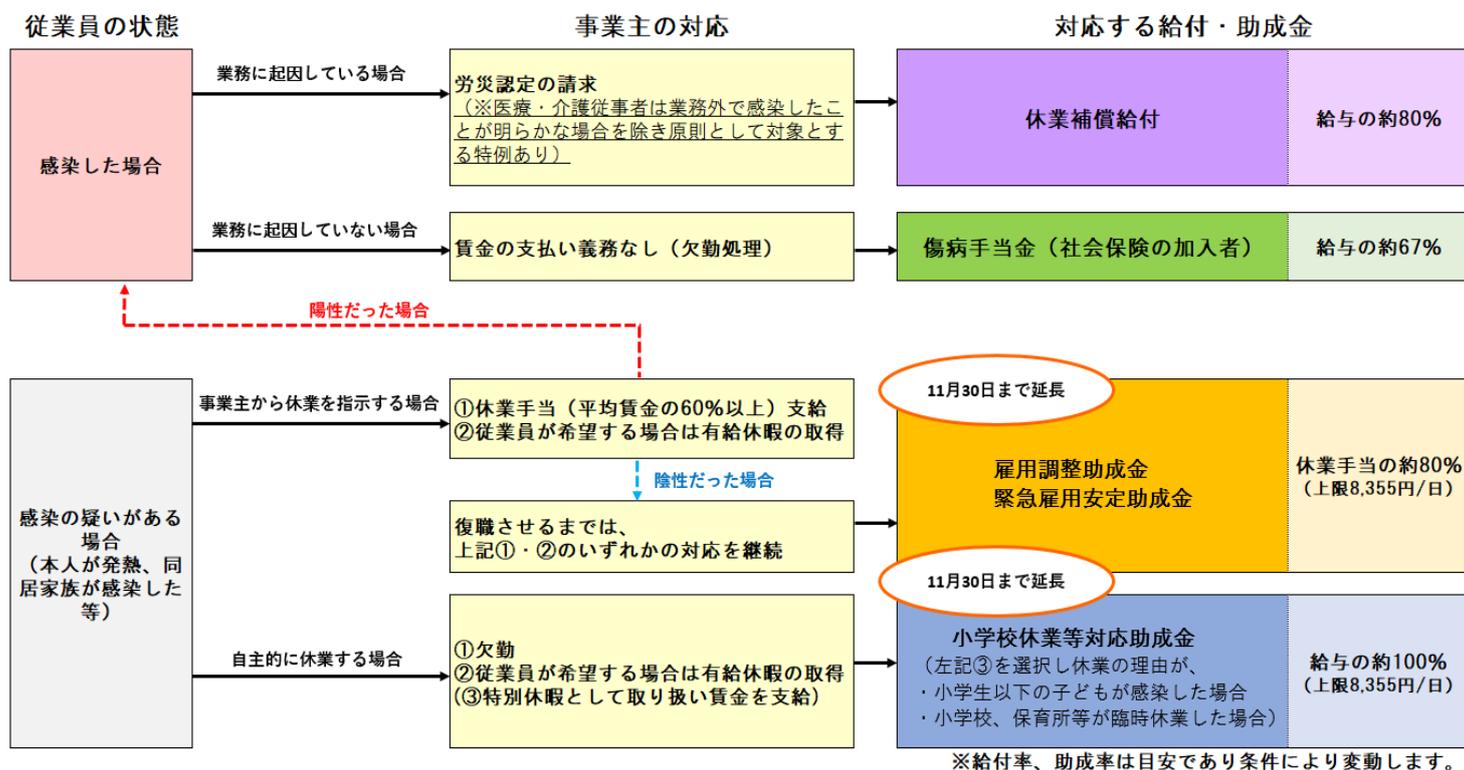


～職員が新型コロナウイルスに感染した際の対応～



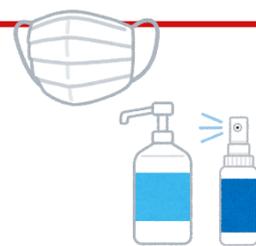
新型コロナウイルスの感染拡大は第7波に突入し、感染力がより強いといわれる変異株によって陽性者が未だに増加しています。

企業としてどのように対応すべきかを以下にまとめましたので参考にしていただけましたらと存じます。



現在、保健所は事業所に対して濃厚接触者の調査・特定を原則実施していないため、万が一陽性者が出た場合には、その従業員の他に周囲の従業員に対しても休業指示を出すべきか判断する必要があります。その際には以下の基準を参考にしてください。

- ・屋内外を問わず一緒に食事、喫煙をした(十分な距離・換気等をしていた場合を除く)
- ・マスクをせず近距離(目安として1~2m以内)で15分以上会話をした
- ・電話等を共有しており、こまめにアルコール消毒する等の感染対策を行っていない
- ・マスクをしていても換気の乏しい空間に長時間(目安として1時間以上)一緒にいた



※長野県 HP より抜粋

上記の一つでも当てはまる場合には、**濃厚接触の可能性があり、「7日間の健康観察」+「5日間の外出自粛(休業指示)」**を検討してください。

新型コロナウイルスに関する対応、利用できる制度はケースにより異なりますので、詳しくは弊社担当者までご相談ください。

徳武 郁人